団体名　　　　　　　　　　　会則・規約

１　名　称

　この会の名称は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　という。

２　所在地

　この会の所在地は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

３　会の目的

　この会は、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を目的とする。

４　活動の分野（※別添「とよた市民活動センター登録にあたって（更新）」から転記）

　この会は、会の目的を達成するため、特定非営利活動促進法の、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に該当する活動を行う。

５　実施する事業

　この会は、会の目的を達成するため、次の事業を行う。

　（１）

　（２）

　（３）

　（４）

　（５）

６　活動エリア（範囲）

　この会の活動範囲は、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

７　会員の種類

　この会の会員の種類は、次の　　　　　種類とする。

　（１）

　（２）

　（３）

８　入会条件

　この会の入会の条件は、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

９　会　費

　この会の会費の種類は次のとおりとする。

　（１）

　（２）

　（３）

10　事業年度

　この会の事業年度は、　　　　　　　　　に始まり、　　　　　　　　　に終わる。

11　会の組織（役員等）

　この会に、次の役員を置く。

　（１）

　（２）

　（３）

　（４）

　（５）

12　会の運営

　この会の運営は、次のとおりとする。

　（１）

　（２）

　（３）

　（４）

　（５）

13　その他

　（１）

　（２）

　（３）

　（４）

　（５）

**豊田交通事故被害者支援センター会則**

会則・規約どちらか選択

１　名　称

　この会の名称は、　**豊田交通事故被害者支援センター**　　　　　　　　　という。

２　所在地

　この会の所在地は、　**豊田市若宮町１-５７-１（会長宅）**　　　　　　　　に置く。

３　会の目的

　この会は、　**経済的、精神的に苦しむ交通事故被害者とその家族を支援するため、無料相談及び損害賠償の手続きの方法等、具体的な指導・支援活動に関する事業を行い、もって地域社会の福祉増進に寄与すること**を目的とする。

４　活動の分野（※別添「とよた市民活動センター登録にあたって（更新）」から転記）

　この会は、会の目的を達成するため、特定非営利活動促進法の、　**「保健・医療又は福祉の推進を図る活動」（注）複数該当する場合は、左から該当が強い順に記入**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に該当する活動を行う。

５　実施する事業

　この会は、会の目的を達成するため、次の事業を行う。

　（１）　**相談室等における交通事故無料相談**

　（２）　**豊田市、みよし市内での交通事故巡回無料相談**

　（３）　**交通事故事務手続きに関する指導・助言**

　（４）　**交通事故訴訟に関し弁護士へ紹介するまでの指導・助言**

　（５）　**交通事故相談員の育成**

　（６）　**上記に付随する一切の事業**

６　活動エリア（範囲）

　この会の活動範囲は、　**豊田市及びみよし市**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

７　会員の種類

　この会の会員の種類は、次の　　**３**　　種類とする。

　（１）　**正会員　：この会の目的に賛同して入会した者**

　（２）　**一般会員：この会の事業に賛同して入会した者**

　（３）　**賛助会員：この会の事業に賛同して賛助する者**

８　入会条件

　この会の入会の条件は、　**会への入会について、特に条件は定めないもの**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

９　会　費

　この会の会費の種類は次のとおりとする。

　（１）　**正会員　：入会金２，０００円。年会費１口１，０００円で１口以上**

　（２）　**一般会員：年会費１口３，０００円で１口以上**

　（３）　**賛助会員：年会費１口５，０００円で１口以上**

10　事業年度

　この会の事業年度は、　**毎年４月１日**　に始まり、　**翌年３月３１日**　に終わる。

11　会の組織（役員等）

　この会に、次の役員を置く。

　（１）　**会長　：１名**

　（２）　**副会長：２名以内**

　（３）　**会計　：１名**

　（４）　**監事　：１名**

　（５）

12　会の運営

　この会の運営は、次のとおりとする。

　（１）　**定例会は、原則として毎月第２、４水曜日の午後６時から行う。**

　（２）　**通常総会は、毎年１回開催する。**

　（３）　**臨時総会は、次に揚げる場合に開催する。**

　**①会長が必要と認め、招集の要請をしたとき。**

　　　　**②正会員の５分の１以上から招集の希望があるとき。**

　（４）

13　その他

　（１）　**会の運営必要な事項の変更は総会に出席した正会員の４分の３の賛成を**

　**もって決定する。**

　（２）　**役員の任期は原則１年とするが、再任を妨げない。**

　（３）

　（４）

　（５）